

1. 序論
2. 『国家』におけるムーシケー教育
3. 『法律』におけるムーシケー教育
4. ムーシケーと非理性
5. 結論
6. 参考文献

1. 序論

プラトンが『国家』および『法律』において、国家のあるべき姿について語っているのは周知の事実であろう。また、『国家』においては、プラトンが考える理想の国家像が追求されているのに対して、『法律』においては「次善」の国家、つまり、より現実に即した国家体制について述べられているということは、両著作に対する一般的見解であると思われる。シケリアにおいて哲人王による理想的国家を実現する夢に破れたプラトンが、『法律』においては理想を断念し、より現実的な国家の構想を示したとも考えられている。今、そのことを取り立てて問題とすることはしない。というのも、そうした歴史的経緯が『法律』という著作の価値を減じるわけではないからである。『法律』の内には、『国家』とは異なる、プラトンの思想上の新たな側面を様々に見出すことが可能なのである。

本発表においては、『国家』と『法律』において取り上げられているムーシケーを考察対象とする。プラトンは両著作において、人間の教育に関連して、ムーシケーの持つ意味を問うている。注目すべきは、『国家』と『法律』のムーシケー論の関係性である。理想から現実へとその目を転じたプラトンのムーシケー論は『法律』においてどのように結実したのか。本発表はこの問題を取り上げ、『国家』との比較を通じて、『法律』という著作の解明にささやかな貢献を為そうと試みるのである。そして、結論を先取りして言えば、『国家』に比べて、『法律』のムーシケー論の持つ特徴は、人間の非理性的側面、つまり、人間が有する感情や欲望について、教育的観点からその意義が見直され、結果として、感情を理性との協調に導くためのムーシケー教育が、人間の生において、より大きな役割を与えられ

ているということである。

2. 『国家』におけるムーシケー教育

『国家』における教育は、プラトンの構想する理想国家を統治する人間を育成するためのものである。その全体像は、まず初等教育においてはムーシケー教育が実践され、引き続いて、算術、幾何、天文学等の高等教育へと進みゆく。そして、最終的にはディアレクティケー（哲学的問答法）を通じ、善のアイデアの認識に至ることで『国家』の教育は完成されるというものである。

このように、『国家』におけるムーシケー教育は、本格的に哲学者となるための教育の前段階に位置するものとして定められている。そこでプラトンがムーシケー教育に期待する役割は、次のような言葉の中に明瞭にあらわされている。

「そしてまた、しかるべき仕方ですこで育まれたものは、欠陥のあるものや美しく作られていないものや美しく生じていないものを最も鋭敏に感じ取り、そして、正当にもそれを嫌悪し、美しいものを讃え、歓び、それらを魂の内に迎えて、それらによって育まれて自ら美しく、立派になるだろうし、他方で醜いものは正当に非難し、嫌うだろう。まだ若く理を把握できないけれど。しかし、このように育まれた者はとりわけ、理がやってきたときには、近い間柄のゆえに理を認識して、歓迎するだろう。」(Resp.3, 401e1-402a4)

ここには、人間の有する快苦に関する感覚とそれを通じて喚起される諸感情を、理性の判断と同調するように導くこと、つまり、理性が美しく正しいと認めたものを愛し、逆に理性が醜く悪しきものと判断したものはこれを嫌悪するように、幼い時から習慣づけることがムーシケーによる教育であると定められている。

このように、『国家』において、ムーシケーによる教育は未だ理性が発達していない時期において、子供の行動原理となる、物事に対する好悪の感情を、正しく育成する役割を担っている。つまり、ムーシケー教育は幼少期の情操教育としての意義を持っていると言えるだろう。

ところで、そもそも教育とは、人間に徳を備えさせることがその最終目的であり、『国家』においては、それが実現するのは国家の統治者としての理想的人間である哲学者においてである。というのは、知恵、節制、勇気、正義といった諸々の徳は、善のアイデアを認識することで初めて完成されるからである。つまり、真に善きものとは何であるかという根本的な問いに対して、十分な回答を得ることによって、知恵も節制も、勇気もそしてまた正義

も初めて人間の生にとって有益な徳となるからである (Resp.6.505a4-5)。こうしたことに起因して、『国家』において有徳なる人間を育成するための教育は、善のアイデアを把握するという究極的な認識に至って初めて完成されるのであって、ムーシケー教育は、あくまで初等教育における有益性が強調されていると言えるだろう。

ただし、ムーシケーという語は本来、非常に幅広い意味内容を有している。ムーシケーが music の語源であることはよく知られているが、古代ギリシアにおけるムーシケーは音楽のみならず、詩等を含むムーサの女神に与る技芸を意味する語であったのである¹。そして、プラトンの対話篇中には、哲学もまた「最大のムーシケー」であるとする発言も見受けられることを考慮すれば (Phaed, 61a3-4)、『国家』における教育はその全体を通じて、広義のムーシケー教育であるとみなすことも可能であろう。ただし、狭義の初等教育としてのムーシケー教育は、厳密に言えば、哲学的な知を与えるものではなく (Resp. 7, 522a2-522b1)、むしろ人間の非理性的な感情を理性との協調に向かわせる役割を担うものなのである。

3. 『法律』におけるムーシケー教育

では、『国家』に対して、『法律』においては、ムーシケー教育はどのように位置づけられているのだろうか。先に述べたように、『国家』と『法律』では、構想されている国家が「最善」と「次善」という点で異なっている。にもかかわらず、実際には『国家』と『法律』とを比較して、ムーシケー教育の意義は基本的に異なるものではない。『法律』第2巻において、ムーシケーは『国家』と同様に、人間の感情の育成に関わるものとされているのである。つまり、要約すれば「人間の有する快苦に関する感覚とそれを通じて喚起される諸感情を、理性の判断と同調するように導くこと、つまり、理性が美しく正しいと認めたものを愛し、逆に理性が醜く悪しきものと判断したものはこれを嫌悪するように、幼いころから習慣づけることがムーシケー教育である」と定められているのである (Leg.2, 653a5-c4)。このように、快と苦の感覚に起因する様々な感情を理性に沿うよう育成するという点において、『国家』と『法律』は一致した見解が明らかにされているのである。

しかしながら、『法律』における教育論は、もはやその対象を将来哲学者となるべき者に限って適用されるわけではない。『法律』において、プラトンは『国家』における哲人王による統治に代わって、より実際的な法による統治形態を打ち出している。その背景には、理想的人間としての哲人王なる者が現実にはほとんど存在し得ず、哲人王による国家の統治もまた、実現可能性に乏しいものであるという現実に対する認識があると思われる。そのため、『法律』におけるムーシケー教育は哲人王の育成だけではなく、国家の構成員全体に

適用されるものとして、見直されているのである。そして、『法律』においては、ムーシケー教育が実践される組織形態が3つの歌舞団という、より具体的な内容を以って示されている (Leg.2, 664c4-d3)。3つの歌舞団とは、18歳未満の者から成るムーサの歌舞団、30歳未満の者から成るアポロンの歌舞団、そして、30歳以上60歳未満によって構成されるディオニュソスの歌舞団であり、『法律』においては、人はその生涯を通じて、いずれかの歌舞団に属し、ムーシケーに関わることが規定されているのである。

このように『法律』において、教育は哲学者という特別な存在ではなく、いわば一般大衆をその主たる対象としている。そのために、教育が人間に授けるべき徳に関しても、理想的な哲学者の徳とその他の民衆の徳と間の相違の問題を取り上げる必要が生じてくる²。というのは、『国家』において、哲学者の徳は善のアイデアの認識に基づくことで有益となり、完成されるものであったのに対して、『法律』における教育の対象者となる人々は、哲学者となることを期待されているわけではなく、徳の内実も哲学者に比べれば不完全なものとならざるを得ないからである。

この問題に関して、Belfiore は、とりわけ「節制」の徳において、『国家』と『法律』における相違点を明確化している。つまり、『国家』においては、節制の徳は、魂の中に完全な調和が生じた状態として定義されている。それは『国家』において示された魂の3つの部分、つまり理性的部分と気概的部分、そして欲望的部分の中で、理性的部分が他の部分を支配し、さらに、支配者と被支配者の間には合意が成立している状態のことである (Resp.4, 431e1-3)。魂が理性の支配のもとに平和を保ち得ること、それこそが真の節制であり、哲学者こそがそのような真の徳の所有者となるのである。これに対して、『法律』における節制は、『国家』における魂の平和的状态とは異なり、いわば、ある種の「闘争」の状態であると Belfiore は主張している³。つまり、完全な哲学者となることが出来ない人間にとって、生涯を通じて自身の内の理性と様々な感情や欲望などの非理性的要素間の葛藤は止むことがない。それは、理性による魂の支配が理想的環境の下で完成されることは現実にはほとんどあり得ないからである。そのため『法律』における節制は、『国家』のように、完全なる調和的状态としての「最善の節制」ではなく、あくまで「次善の節制」であり、理性の導きと同じ方へと、出来る限り非理性的要素を方向付けようとすることである。「次善の節制」とは、あくまでも人間の内面における絶え間ない対立と闘争の中で生じることになるのである。

このように、『法律』においては、ムーシケーによる、理性と、快と苦の感覚に基づく欲望や感情との調和という課題は、幼少期のみならず、すべての人間が生涯にわたって取り組むべきものであり、そのためにムーシケー教育の国民全体への拡張が為されたと考えることができるのである。

4. ムーシケーと非理性

ここまで見てきたように、『国家』の教育が理想的徳を備えた人間、つまり哲学者のためのものであったのに対して、『法律』において、教育は、主に自らの内部に止むことのない闘争を抱え込んだ存在としての全ての国民のためのものである。そのゆえ、『国家』における「最善の国家」から『法律』における「次善の国家」へと転換する中で、プラトンは人間の理性の育成と同様に、非理性的側面の育成の問題により積極的に取り組む必要性が生じ、ムーシケー教育を人間の生涯教育へと拡大する必要があったのである。

このような人間の有する非理性的なものの育成が、『法律』において『国家』以上に重視される傾向は、ムーシケーと飲酒の連関についての言説からも見てとることができる。Belfiore は考えている。問題となる飲酒と、それによってもたらされる酩酊については、人間の快を増幅し、思慮を弱め、人間を大胆放埒なものに変えるものであり、『国家』においては、国を守護する者にはふさわしくないと見なされている (*Resp.*3, 398e.403e)。それに対して、『法律』においては、飲酒はディオニュソスの歌舞団員に対して、効果的な「薬」として奨励されているのである (*Leg.*2, 666b5)。

『法律』におけるムーシケー教育が3つの歌舞団を通じて行われるものであることは先に述べたが、これら3つの歌舞団の内、主導的役割を果たすのはディオニュソスの歌舞団である。ディオニュソスの歌舞団は、思慮に富む老成した年長者たちから成っている。彼らはムーシケーに関する高度の知見を有し、若者が聴くにふさわしい内容の歌舞を選定することが可能であり、そして、自らその歌を歌い上げることで模範となるべき存在である。このディオニュソスの歌舞団を構成する人々については、「国家の最善とも言うべき部分」(*Leg.*2, 665d)、あるいは「神のごとき人たち」(*Leg.*2, 666d) であると言われ、その歌は「最も美しく最も有益」(*Leg.*2, 665d) であると語られている。ディオニュソスの歌舞団は『法律』におけるムーシケー教育において、指導的地位を占めているのである。

このようなディオニュソスの歌舞団に飲酒が奨励される理由は、ムーシケーの素性の問題と関わっている。というのは、『法律』においては、そもそも人間はムーシケーの源となる本能的な衝動を有しているということが述べられている (*Leg.*2, 653d7-654a5)。幼い子供が無秩序に叫んだり、とび跳ねたりしようとする衝動がそれである。そのような本能的衝動は「火」のようなものであるとみなされ、ある種の狂気と同列に語られてさえいる (*Leg.*7, 790c4-791a3)。しかし、そのような衝動にリズムとハーモニーという一定の秩序が与えられることで、ムーシケーが生まれるのである。つまり、ムーシケーは人間の非理性的な、ある種の狂気からもたらされるということである。しかしながら、そのようなムーシケーの源としての幼少期の強力な衝動は、成長にするに従い、思慮によって覆われ、

その力を弱めていく。そのために、歳を重ねた人間ほどに大衆の前で歌い踊ることに「ためらい」(Leg.2, 665e1)が生じるというのである。この「ためらい」を払拭するために、『法律』においては、人間の思慮を弱め、人間を大胆放埒な行動へと駆り立てる飲酒と酩酊が、ディオニュソスの歌舞団に対して推称されるのである。

Belfiore は、このような飲酒とムーシケーに関わる言説を分析し、『法律』においては、人間の中の非理性的、狂氣的性質の有用性が強調されていると指摘している⁴。というのは、『法律』におけるディオニュソスの歌舞団への飲酒の奨励という事態からは、子供の無秩序な精神状態と同様に、老年における感情や欲望の減退もまた、決して望ましいものではないという考えを読み取ることができるからであるという。実際、プラトン自身についての Belfiore の次のような言及はそれほど見当はずれなものではないかもしれない。

「しかし、プラトンが実際に老年に達した際に、つまりは『法律』という著作を執筆していた頃には、その老年における自由(欲望からの)というものは、それほど望ましいものでもないのだと気付いたようである。そして、彼は老年における度が過ぎた冷淡さや節度はそれ自体危険を有していると信じたのだ。」⁵

しかしながら、『法律』において、飲酒が有益であるとみなされるのは、あくまで、それが適切に用いられる場合に限られる。饗宴の際には、参加者が度を越した放埒へと走らぬように素面の者の監視が必要であるということが言い添えられており (Leg.1, 640d4-7) それは、ディオニュソスの歌舞団についても同様である (Leg.2, 671d4-6)。つまり、飲酒によって無秩序に感情や欲望の解放が行われることが推奨されているわけではないのである。

そして、ムーシケーについても、同様に正しい使用が重要な問題となる。ムーシケーが人間の非理性的な衝動に根差すものであるとすれば、それは飲酒によって呼び起こされる性質のものであるだろう。しかし、無秩序にとび跳ねたり、叫んだりする衝動だけならば、他の動物であっても有している。人間がそれらの動物と異なるのは、そのような衝動にリズムとハーモニーを与え、それに喜びを感じる感覚をも、神々によって、生得的に与えられている点にある (Leg.2, 653e-654a5)。ここにムーシケー教育が理性と非理性の同調を実現させる可能性が見出される。それは、正しい秩序を与えられたムーシケーは、正しい秩序を与える理性のもとへ人間を快によって導くものとなるからである。

このように、ディオニュソスの歌舞団があえて飲酒を手段として利用し、国家のムーシケー教育に参加する必要性が生じるのは、『法律』において、人間の感情や欲望を正しい仕方でも育成することが、国家全体の教育における課題だからである。『法律』が次善の国家を

実現しようとするに当たって、教育に求められるのは、理性と非理性との内面的葛藤を有した人間を、可能な限り有徳な存在へと導くことである。そのためには、人間の非理性的な側面を見直し、ただそれを抑制するだけではなく、正しい方法による正しい育成が必要となるのである。このようにして、『法律』におけるムーシケー教育が、すべての国民のための生涯教育となる必要が生じたために、『国家』における哲学者のためのムーシケー教育との間に差異が生じることになったのである。

5. 結論

以上のことから、『国家』と『法律』におけるムーシケー教育の相違は、「最善の国家」か「次善の国家」か、という双方で目指される国家体制の相違に起因し、『法律』のムーシケー教育は国家全体を教育するものと位置付けられ、『国家』と比較した場合には、より拡充されているということが分かる。勿論、ムーシケー教育は、『国家』が明らかにしているように、人間を理想的存在である哲学者へと完成させるものではない。しかし、現実の只中で理想を追わねばならない「次善の国家」の国民にとっては、理性と非理性との協調については、それが一生の課題となる。その課題に取り組むことがムーシケー教育であるがゆえに、『法律』におけるムーシケー教育は国家と人間の生の全体に渡って、重視されるべき必然性を有していたのである。

本文中における引用文について、特に断りのない場合、日本語への翻訳は本稿執筆者によるものである。使用テキストは *Oxford Classical Texts Platonis Opera* (ed. J.Burnet.1922) に従う。

6. 主要参考文献

長野順子 「プラトン『法律』篇におけるムーシケーと快」昭和60・61・62年度科研費研究『ポイエーシスの同一性と差異性』研究成果報告書 1988年 p102-115

Anderson, W, D., *Music and Musicians in Ancient Greece*, Cornell University Press, 1994.

Belfiore, E., "Wine and Catharsis of the Emotions in Plato's *Laws*," *The Classical Quarterly* (New Series) 1986, 36 : 421-437.

England, E.B., *The Laws of Plato* (vol1-2) , Manchester : The University Press, 1921.

Kahn, C. "From Republic to Law," *Oxford Studies in Ancient Philosophy*. 2004.27.337-362.

Morrow, G, R., *Plato's Cretan City*, Princeton University Press, 1960.

Stalley, R, F., *An Introduction to Plato's Laws*, Hakett Pub, 1983.

Taylor,A,E., *The Laws*, Dent&Sons Ltd,1960.

Woerther,F., "Music and the education of the soul in Plato and Aristotle : homoeopathy and the formation of character," *The Classical Quarterly* (New Series), 2008,58:89-103.

(大阪大学)

註

- 1 Liddell and Scott's *Greek-English Lexicon* における *μουσική* の項を参照。
- 2 Stalley, R, F., *An Introduction to Plato' s Laws*, p.9
- 3 Belfiore,E., "Wine and Catharsis of the Emotions in Plato's *Laws*, p.428
- 4 Belfiore, op. cit. p.427
- 5 Belfiore, op. cit. p.428